

第12号議案

中野区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和8年2月9日

提出者 中野区長 酒井直人

(提案理由)

議員報酬及び期末手当の額を改める必要がある。

中野区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

中野区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年中野区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の表議長の項中「909, 200円」を「941, 900円」に改め、同表副議長の項中「770, 400円」を「798, 100円」に改め、同表委員長の項中「660, 100円」を「683, 900円」に改め、同表副委員長の項中「630, 300円」を「653, 000円」に改め、同表上記以外の議員の項中「600, 200円」を「621, 800円」に改める。

第6条第2項中「100分の211」を「100分の213.5」に改める。

附 則

この条例は、令和8年3月1日から施行する。